

レビ記20章「民から断ち切られる罪」

1A 霊肉の汚れ 1-9

1B モレク 1-5

2B 霊媒と口寄せ 6

3B 自分の身の聖別 7-8

4B 親への反抗 9

2A 性の乱れ 10-21

1B 他人の妻 10-12

2B 逸脱行為 13-16

3B 近親相姦 17-21

3A 選り分けた民 22-27

1B 導かれる地 22-26

2B 彼らの間の霊媒 27

4A イエスによる完成 ヨハネ8

本文

レビ記 20 章です。私たちは、18 章と 19 章で主がお語りになったこと、その戒めを破った者たちに対して、主がお裁きになるところを読んでいます。18 章では、性的な乱れを主に語っておられました。近親相姦などです。19 章では、十戒の具体的な適用が多かったです。親に反抗している者についてなど、十戒の「父と母を敬いなさい」の適用ですね。かなり厳しい処置を、主が命じておられます。主に死刑です。こうした命令を、今の私たちがどのように見て行けばよいのかを、一緒に考えて行きましょう。

1A 霊肉の汚れ 1-9

1B モレク 1-5

¹ 主はモーセにこう告げられた。²「あなたはイスラエルの子らに言え。イスラエルの子ら、あるいはイスラエルに寄留している者のうちで、自分の子どもを取ってモレクに与える者は、だれであれ必ず殺されなければならない。民衆がその者を石で打ち殺さなければならない。³ わたしはその人に敵対してわたしの顔を向け、彼をその民の間から断ち切る。彼がモレクに自分の子どもを与え、そのためわたしの聖所を汚し、わたしの聖なる名を汚したからである。

モレクは、18 章 21 節で出て来ていました。「また、自分の子どもを一人でも、火の中を通らせてモレクに渡してはならない。あなたの神の名を汚してはならない。わたしは【主】である。」すでに学びましたが、繰り返しますと、モレクは、アンモン人の神です。幼児の犠牲を供え物とする快樂の

神です。腕があり、そこに赤子を載せ、火を付けて熱します。これらはみな、望まぬ妊娠をしたときの子供を処理する方法、つまり当時の墮胎でした。

主は今、イスラエルが約束の地に入った時のことを考えておられます。その土地がこれらのことで汚されることを主は忌み嫌われます。ですから、そこではイスラエル人であろうが、寄留者であろうが関係ありません。だれであっても、主が住まわれるとお決めになった地において、この忌まわしいことを行ってははいけません。

そして万が一、このようなことを行ったならば、民衆によって石打で殺さないといけないと主は言われます。これだけ、主はモレクへの幼児犠牲を深刻に受け止めておられます。分かりやすいのなら、非常に感染力の強い強毒のウイルスが侵入するような感覚です。庶民レベルで、このウイルスに対抗しなければ、自分たちが感染してしまう、つまり、モレクにイスラエル人たちが自分の息子、娘を火に通すことになるからです。

主は、その忌まわしさを「わたしの顔を向け」と言われます。そして、「民の間から断ち切る」とも言われます。これは、石打ちのように死刑にすることもあるし、または完全にイスラエル共同体から排除するという意味にもなります。

⁴ もしも、人がモレクに自分の子どもを与えるときに、民衆がそれを見て見ぬふりをし、彼を殺さないことがあれば、⁵ わたし自身が彼とその家族に顔を向け、彼と、彼に倣いモレクを慕って淫行を行う淫らな者をみな、その民の間から断ち切る。

自分たちはモレク犠牲を行っていなくても、それを見て見ぬふりをしても、同じように民から断ち切られます。かなり厳しいです。ここに、「何もしないことの罪」があります。私たちは普通、何かをすることによる罪だけを考えますが、正しいことが分かっているながら、それを行わないのも罪です。「ヤコブ 4:17 こういうわけで、なすべき良いことを知っていながら行わないなら、それはその人には罪です。」

ところで、ここまで主に厳しく戒められているのにもかかわらず、イスラエルの歴史を見れば、見事に行っていました。ソロモンが晩年に、多くの女を愛しました。妻や側女には、多くの異邦人がいました。彼女たちが自分たちの民の神々を持ち込んだのです。オリーブ山のすぐ南に、破壊の山と呼ばれるところがあります(Ⅱ列王 23:13)。その中に、モレクのための高き所もあったのです。「Ⅰ列王 11:7 当時ソロモンは、モアブの忌むべきケモシュのために、エルサレムの東にある山の上に高き所を築いた。アンモン人の、忌むべきモレクのためにも、そうした。」そして、マナセ王が、この忌まわしいことを大体的にエルサレムに導入しました。「Ⅱ列王 21:6 また、自分の子どもに火の中を通らせ、ト占をし、まじないをし、霊媒や口寄せをし、【主】の目に悪であることを行

って、いつも主の怒りを引き起こしていた。」これで、主はユダ王国も滅ぼすことをお決めになったのです。

ヨシヤの時代、モレクの高き所を取り除く場面も出てきます。「Ⅱ列王 23:10 彼はベン・ヒノムの谷にあるトフェトを汚し、だれも、自分の息子や娘に火の中を通らせてモレクに献げることのないようにした。」ヒノムの谷とは、エルサレムの西から南に走っているものです。そこに犠牲のいけにえの老廃物などを燃やしていたのですが、よりによってそこが、モレクに献げる場所ともなりました。主はこのことによって、後にバビロンによってエルサレムの住民が虐殺される谷にすることも宣言しておられます。

ここから分かることは何なのか？律法によっては、その違反による罰をもってしても、罪を犯してしまうという現実です。章の最後、すべてを読み終わって考えてみたいと思います。

2B 霊媒と口寄せ 6

⁶ 霊媒や口寄せのところに赴き、彼らを慕って淫行を行う者があれば、わたしはその人に敵対してわたしの顔を向け、彼をその民の間から断ち切る。

ここで言っている「淫行」とは、霊的なことと、肉体的な文字通りのことのどちらも含むでしょう。霊媒をしながら、忌まわしい淫行を行うことがあるからです。霊的なことについて、ここは大事なのですが、私たちは神を信じるということは、神の霊と交わっていることを意味します。「Ⅰコリ 6:17 しかし、主と交わる者は、主と一つの霊になるのです。」霊において主と一つになります。したがって、他の霊と交わるということは、そこで霊的な姦淫を犯していることになります。占いやオカルトは、主の民は避けるべきです。

3B 自分の身の聖別 7-8

⁷ あなたがたは自分の身を聖別し、聖なる者とならなければならない。わたしがあなたがたの神、主であるからだ。⁸ あなたがたはわたしの掟を守り、それを行わなければならない。わたしはあなたがたを聖なる者とする主である。

ここで主が強調されているのは、自分の身を霊的に守るということです。いつ何時、霊媒や口寄せのような危険があるか分かりません。申命記には、しるしや不思議を行って、その後で他の神々に引き寄せようとする偽預言者のことが書かれています。ですから、自分の身を主に聖別するという心を心がける必要があります。キリスト者は、私たちのからだは聖霊の宮なのです。

4B 親への反抗 9

⁹ だれでも自分の父や母をののしる者は、必ず殺されなければならない。その人は自分の父ある

いは母をののしったのだから、その血の責任は彼にある。

父や母に対する不敬について、律法では厳しい死刑が課せられています。しかし、単なる反抗的な態度ではないようです。父母に暴力を振るうこと(出エ 21:15)。強情で逆らう子(申命 21:18-21)、などがあります。しかし、ここではおそらく 7-8 節にある、今、読んだ霊媒や口寄せに関わることだと思えます。「ののしる」ということの中に、当時は、バラムがイスラエルに対してしようとしたように、まじないによって呪うことがあります。呪詛と言ったらよいでしょうか、まじないによって霊的な力をもって相手を呪うのです。

2A 性の乱れ 10-21

そして次は、18 章にあった、いろいろな性的逸脱行為に対する、神の処罰です。

1B 他人の妻 10-12

¹⁰ 人が他人の妻と姦淫したなら、すなわち自分の隣人の妻と姦淫したなら、その姦淫した男も女も必ず殺されなければならない。

人妻に対する姦淫の罪です。その時はどちらも、男女とも死刑です。この罪について、新約聖書に有名な話が出てきます。姦淫の現場で捕らえられた女です。後で、その箇所をじっくり見たいと思います。

¹¹ 人がもし父の妻と寝たなら、父の裸をあらわにしたのである。二人とも必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。¹² 人がもし息子の妻と寝たなら、その二人は必ず殺されなければならない。その人たちは道ならぬことをした。その血の責任は彼らにある。

人妻以上に、忌まわしいことは近親相姦です。「道ならぬことをした」と主は言われます。家族という結びつきの中に性的な結びつきを入れることは、夫婦という一体性を壊すだけでなく、家族の一体性を壊すことになります。

2B 逸脱行為 13-16

¹³ 男がもし女と寝るように男と寝たなら、二人は忌み嫌うべきことをしたのである。彼らは必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。

同性愛行為です。

¹⁴ 人がもし女をその母とともに妻としたなら、それは淫らなことである。その人もその女たちもともに、火で焼かれなければならない。あなたがたの間で淫らな行為がないようにするためである。

この逸脱行為も、18 章で主は語っておられました。母と娘が、同じ夫の妻となるのです。あつてはなりません。

ところで、ここで、なぜ、選択権がほとんどない、女たちほうも殺されなければいけないのか？と思われるかもしれません。これを理解するには、時代背景を考えないといけません。周囲では、男は免責になるのです。女だけが汚されたとして火で焼かれます。主はむしろ、女を火で焼くならば、お前自身もいっしょに火で焼かれるのだとして、厳しく対処しておられるのです。男であっても、いや男だからこそ、かしらとして、したことの責任があるのだとするのが、神の立場です。

¹⁵ 人がもし動物と寝るなら、その人は必ず殺されなければならない。その動物も殺さなければならない。¹⁶ 女がもし、いかなる動物にであれ近づいてそれとともに交わるなら、あなたはその女と動物を殺さなければならない。その両者は必ず殺されなければならない。その血の責任はその両者にある。

獣姦も、18 章にありました。男も女も殺されなければいけません。そして、その動物も殺されなければいけません。

なぜ、動物に血の責任を問われるのか？ここでは、その人がどうなのか、動物がどうなのか？ではなく、聖なる神、主の前にあつて、あつてはならないということなのです。主が、聖なる所に住まわれるというのは、それだけ畏れ多いことなのです。では、私たちの中で誰が、主の前に立つことができるのか？と思われると思います。そこが最も大事な点です。それを最後にお話したいと思います。

3B 近親相姦 17-21

¹⁷ 人がもし自分の姉妹、すなわち父の娘か母の娘を妻とし、自分の姉妹の裸を見て、女もその人の裸を見たなら、これは恥ずべきことである。同族の目の前でその人たちは断ち切られる。その人は自分の姉妹の裸をあらわにしたのである。その咎を負わなければならない。

兄弟姉妹との近親相姦です。

¹⁸ 人がもし月のさわりのある女と寝て、彼女の裸をあらわにしたなら、男は女の泉を暴き、女は自分の血の泉をあらわにしたのである。二人は自分の民の間から断ち切られる。

血は不浄の期間です。その時に性交をしても、民から断ち切られます。

¹⁹ 母の姉妹や父の姉妹の裸をあらわにしてはならない。これは自分の肉親を裸にすることである。

彼らは咎を負わなければならない。

当時は、一夫多妻が容認されていたので、ここでの母の姉妹、父の姉妹というのは、祖母が異母である可能性があります。それであっても、肉親ですから咎を負わないといけません。

²⁰ 人がもし自分のおばと寝たなら、おじの裸をあらわにしたのである。その人たちはその罪責を負わなければならない。彼らは子を残さずに死ぬ。

こちらが、同じ祖父母の下に生まれた、父の姉妹、母の姉妹であるので、「おば」となっています。

²¹ 人がもし、自分の兄弟の妻をめとるなら、それは忌まわしいことだ。彼はその兄弟の裸をあらわにしたのである。彼らは子のいない者となる。

18 章の時にお話ししましたが、ヘロデ・アンティパスの妻ヘロディアは、アンティパスの兄弟ピリポの妻でした。この罪に値するのです。

ところで 20 節でも、ここでも、「彼らは子のいない者となる。」とあります。これは、二人の性関係はもう二度と持てないようにするということです。

3A 選り分けた民 22-27

1B 導かれる地 22-26

²² あなたがたが、わたしのすべての掟とすべての定めを守り、これを行うなら、わたしがあなたがたを住ませようと導き入れるその地は、あなたがたを吐き出さない。²³ あなたがたは、わたしがあなたがたの前から追い出そうとしている異邦の民の掟に従って歩んではならない。彼らがこれらすべてのことを行ったので、わたしは彼らを甚だしく嫌った。

主は二つのことを、約束の地に対して行われます。一つは、これらのことを風習として行ってきた異邦の民を、吐き出すことです。甚だしく嫌っておられ、それで、イスラエルの民が彼らを聖絶することによって、彼らを追い出そうとされています。もう一つは、イスラエルの民自身が、身を聖別して、それでこれらの主の追放の働きから免れるということです。

主はこのようにして、この地を、ご自分の聖別された者に受け継がせます。この地から忌まわしいものを行っている者たちを一掃し、そして、聖別された民に受け継がせるのです。ノアの時代に、主はこのことを行われました。そして、終わりの日は、主が戻って来られる時に行われます。

²⁴ それゆえ、わたしはあなたがたに言った。『あなたがたは彼らの土地を所有するようになる。わ

たしが乳と蜜の流れる地をあなたがたに与えて所有させる。わたしは、あなたがたを諸民族の中から選り分けた、あなたがたの神、主である。

「選り分けた」という言葉が出て来ています。主が、諸民族の中から、イスラエルの民を選り分けられました。そして、この乳と蜜の流れる地を与え、所有させます。農耕と牧畜に良い土地です。選り分けるというのは、主のなされる働きでとても大事なものです。私たちキリスト者は、イスラエルの選びに、キリストにあつて異邦人であっても加えられた者たちです。キリストにあつて、初めてイスラエルはイスラエルとなり、異邦人は加えられて、一つのからだとなっています。

キリストにある選びによって、私たちも恵みを豊かに受け継ぐのです。「Ⅱペテ 1:10-11 ですから、兄弟たち。自分たちの召しと選びを確かなものとするように、いっそう励みなさい。これらのことを行っているなら、決してつまづくことはありません。このようにして、私たちの主であり救い主であるイエス・キリストの永遠の御国に入る恵みを、豊かに与えられるのです。」

²⁵ あなたがたは、きよい動物と汚れた動物、また汚れた鳥ときよい鳥をより分けなければならない。わたしがあなたがたのために、汚れているとして区別した動物や鳥や地面を這うすべてのものによって、あなたがた自身を忌むべきものとしてはならない。

主が選り分けてくださったので、聖別してくださったので、私たちも聖別した生活を送りなさいという命令です。11章で学んだ食物規定のことを、主はここで語っておられます。彼らが、食生活においてこれらのことを行っていれば、異邦人と食事において交わることはないでしょう。食事は交わりにおいて、とても大事な部分を占めます。聖書の時代は、一つになることを意味していました。食べる食べ物に区別をすることによって、彼らは彼らだけで食べるできるようになります。

しかし、その聖別を、神は食物規定ではなく、キリストご自身の血によって行われるので、今、教会は、聖餐式においてこの区別を行っています。信じている者のみが、キリストの血とからだにあずかります。

²⁶ あなたがたは、わたしにとって聖でなければならない。主であるわたしが聖だからである。わたしは、あなたがたをわたしのものにしようと、諸民族の中から選り分けたのである。』

再び主が、ご自身が聖であるから、あなたがたも聖くならないといけないと言われます。

2B 彼らの間の霊媒 27

²⁷ 男でも女でも、彼らの間に霊媒や口寄せがいるなら、必ず殺されなければならない。彼らは石で打ち殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。」

主は再び、霊媒と口寄せに対する裁きを宣言しておられます。ここでの強調は、それを行っている者たち自身です。打ち殺されなければいけません。

けれども、悲しいかな、王サウルは、初めはそういった者たちを追い出していたのに、なんと最後に、自分自身が霊を呼び寄せてくれと頼みに行きました。サムエルの霊を呼び寄せてほしいと言いました。その後で、サウルはペリシテ人の手によって死にます。

4A イエスによる完成 ヨハネ8

このように、悲しきかな、イスラエルの民に、これらの忌まわしいことが、これだけ主が警告していたのにも関わらず、起こったことです。律法によっては、義に至らないことを、選び別けられた民が証明しています。そこで来られたのがイエスご自身です。主は律法をわたしが成就すると言われました。ヨハネ 8 章 1-11 章を読みましょう。

¹ イエスはオリーブ山に行かれた。² そして朝早く、イエスは再び宮に入られた。人々はみな、みもとに寄って来た。イエスは腰を下ろして、彼らに教え始められた。³ すると、律法学者とパリサイ人が、姦淫の場で捕らえられた女を連れて来て、真ん中に立たせ、⁴ イエスに言った。「先生、この女は姦淫の現場で捕らえられました。⁵ モーセは律法の中で、こういう女を石打ちにするよう私たちに命じています。あなたは何と言われますか。」

⁶ 彼らはイエスを告発する理由を得ようと、イエスを試みてこう言ったのであった。だが、イエスは身をかがめて、指で地面に何か書いておられた。⁷ しかし、彼らが問い続けるので、イエスは身を起こして言われた。「あなたがたの中で罪のない者が、まずこの人に石を投げなさい。」⁸ そしてイエスは、再び身をかがめて、地面に何かを書き続けられた。⁹ 彼らはそれを聞くと、年長者たちから始まり、一人、また一人と去って行き、真ん中にいた女とともに、イエスだけが残された。

¹⁰ イエスは身を起こして、彼女に言われた。「女の人よ、彼らはどこにいますか。だれもあなたにさばきを下さなかったのですか。」¹¹ 彼女は言った。「はい、主よ。だれも。」イエスは言われた。「わたしもあなたにさばきを下さない。行きなさい。これからは、決して罪を犯してはなりません。』

律法学者とパリサイ人が行っていたのは、まさに私たちが先ほど読んだ 10 節のところですが、二人が殺されなければいけないのに、不思議にも男は連れ出されていません。おそらく周到にイエスにこの女を突き出すために用意した罠だったのでしょう。

ここから分かるイエス様の態度は、第一に、「石を投げなさい」ということです。律法はそのとおり

適用されるべきである、と言われたのです。

しかし第二に、「**あなたがたの中で罪のない者が**」と言われました。このことばを聞いて、多かれ少なかれ思いの中で情欲の罪を犯したり、律法の抜け穴を捜したと思って姦淫の罪を犯していたのでしょうか、男たちは徐々に引き下がっていきました。つまり、罪を定めることができるのは、本人が罪を持っていない、というのが条件なのです。もしその罪を犯していたら、本人も石打で裁かれなければいけません。真実な意味で正當に裁ける人は、その罪を犯していない人でなければいけません。

第三に、イエス様が「**わたしもあなたにさばきを下さない**」と言われたことです。唯一、石を投げることでできた方が、罪に定めることをなさいませんでした。なぜか？この方が、これらの律法の要求を、死罪をもって満たして下さったからです。この方が、十字架の上でこれまで神が命じられた処罰を満たして下さいました。ここが、律法から福音への移行です。律法によっては、みなを裁かれなければいけないのです。キリストだけが、残ります。しかし、この方は裁かれなければいけない者たちのために、ご自身が身代わりに裁きを受けられました。そのことによって、罪の赦しが与えられます。そして、姦淫の現場で捕らえられた女も赦されるのです。

そして最後に、「**これからは、決して罪を犯してはなりません。**」と言われています。回復の言葉を与えられました。罪の赦しを得たものは、赦しを得た者にふさわしく、悔い改めの実を結ぶようにキリスト者は励まします。これが、私たちが今、求められている聖別です。福音によって、罪が赦され、清められたので、その道を歩むことです。

イスラエルに約束の地があるように、私たちキリスト教会にも相続の地が約束されています。「神の国」です。彼らが聖なる者であるから約束の地に住むことができるように、私たちキリスト者にも神の国に入る基準があります。コリント第一 6 章 9-11 節をお読みします。「6:9-11 あなたがたは知らないのですか。正しくない者は神の国を相続できません。思い違いをしてはいけません。淫らな行いをする者、偶像を拝む者、姦淫をする者、男娼となる者、男色をする者、盗む者、貪欲な者、酒におぼれる者、そしる者、奪い取る者はみな、神の国を相続することができません。あなたがたのうちのある人たちは、以前はそのような者でした。しかし、主イエス・キリストの御名と私たちの神の御霊によって、あなたがたは洗われ、聖なる者とされ、義と認められたのです。」

ここに書かれているのは、これらの罪を一切犯さない者だけが神の国を相続する、ということではありません。たとえ失敗しても、悔い改め、罪を捨て、聖潔に向かおうとしている者が約束の御国に入る、ということです。そしてすでに主は、私たちが御霊によって洗ってくださり、聖なる者としてくださり、義と認めてくださったのです。聖潔の道を進んで、御国を豊かに受け継ぎましょう。